

がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会開催要綱

1 趣旨

全国どこでも質の高い医療を受けることができるようがん医療水準の均てん化を推進するため、平成17年7月に「地域がん診療連携拠点病院のあり方に関する検討会」を開催し、指定要件等について検討を進め、平成18年2月に「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」を策定した。

その後、「がん対策推進基本計画（2期目）」の閣議決定を受け、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」を開催し、指定要件の見直し等について検討を進め、平成26年1月、この検討会からの提言を踏まえ、新たな指針を策定したところである。

厚生労働省健康局長は、この指針に基づき、がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会を開催するものである。

2 検討会の名称

「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」とする。

3 検討会構成員

構成員については別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。

4 検討内容

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に示す指定要件の充足度の検討及び適切な運営を行うに当たって必要な助言を行うこととする。

5 会議の開催について

会議は公開とする。

6 その他

(1) 本検討会の庶務は、健康局がん対策・健康増進課において行う。

(2) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。